

## 製造請負事業改善推進協議会 設置要綱

平成29年4月27日制定  
製造請負事業改善推進協議会

製造請負優良適正事業者認定制度運営要領 第3の1の製造請負事業改善推進協議会設置要綱について、以下のとおり定める。

### (目的)

第1条 厚生労働省委託事業として製造請負事業の適正化と雇用管理改善の推進、製造請負業界の市場競争の健全化を実現し、製造業務の質的改善を行うための製造請負事業者認定制度（以下、「GJ認定制度」という。）を適切に運営するため、製造請負事業改善推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

1. GJ認定制度の認定基準の問題点や課題等を把握し、必要に応じて認定基準の改訂を行う。
2. 協議会の外部機関として認証委員会を設置して、GJ認定制度の指定審査機関の指導・管理等を行う。
3. GJ認定制度の周知とGJ認定制度の相談、助言を行う。
4. その他、GJ認定制度の適切な運営に必要な業務を行う。

### (運営等)

第3条 協議会は、次の各号に掲げるとおり運営するものとする。

1. 協議会は、学識経験者、製造業団体、請負事業主団体の有識者からなる委員（以下「委員」という。）で構成する。
2. 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 協議会には会長および副会長を置く。
4. 会長および副会長は、委員の互選により学識経験者委員の中から選出する。
5. 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
6. 副会長は、会長に不測の事態があったとき、その職務を代理する。

7. 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
8. 議事は、委員の出席者の過半数をもって決する。
9. 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、受託団体において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

(附則)

第6条 この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

(以上)